条例のポイント

その1 協働の基本原則を定めました! (第3条)

協働のまちづくりという同じ目標に向かって市民の皆さんと市が一緒に取組みを進めていく ためには、具体的な進め方を共有する必要があります。

この条文では、協働のまちづくりを推進するうえで重要となる、市民の皆さんと市が共有すべき4つの基本原則を明らかにしています。

(1) 対等の原則

市民と市は、対等な立場で協働のまちづくりを進めます!

(3)情報共有の原則

市民と市は、まちづくりに関する情報を共有します!

(2)相互理解の原則

市民と市は、お互いに理解し合い 信頼関係を築きます!

(4) 市民参加の原則

協働のまちづくりを市民参加に よって進めます!



市民と市 は対等な パートナ ーってこ とね!



市民と市は 互いに理解 し合うこと が大切だ ね!



市民と市が まちづくり の情報を共 有すること が大切だ ね !



私もまち づくりに 参加する わ!

その2 市民の役割を定めました! (第4条)

市民の皆さんが自主的に参加・協力し、地域課題の解決に取り組むことが協働のまちづくりの推進にとって大きな原動力となることから、市民の皆さん一人ひとりが、自主的に主体性を持って行動する市民の役割について定めました。

- 市民は、協働のまちづくりに自主的に参加・協力します。
- 市民は、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに必要な情報を収集します。
- 市民は、お互いに協力して、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に取り組みます。

【市民】とは

この条例では、大牟田 市に関わりのある幅広 い人々に協働のまちづ くりの担い手となって もらうために、市内居住 者だけではなく、市内に 通勤・通学している人を 含め「市民」としていま す。



その3 市の役割を定めました! (第5条・第6条)

協働のまちづくりの推進において、市が行財政運営の全般にわたって果たす役割と主体的に 市民の皆さんと協働できる職員の育成を図るために、市と職員自身が担う役割について定めま した。

効果的・効率的な行財政運営を推進します!

- ●市は、効果的・効率的な行財政運営を行い、質の高い市民サービスの提供を推進します。
- ●市は、協働のまちづくりを推進するための総合的な施策を実施します。
- ●市は、市民のニーズを的確に把握し、施策に反映させます。
- ●市は、市民との信頼関係を築き、公平・公正な行財政運営を 行います。



わち地や動し啓りすしも、動活践己取まれた。

職員の意識と能力の向上に取り組みます!

- ●市は、協働のまちづくりにおける職員の職務能力の向上に取り組みます。
- ●職員は、市民との協働を進めるための意識の醸成と資質向上に取り組みます。

その4 協働の推進の仕組みを定めました! (第7条-第12条)

まちづくりの主役は市民であることを実感できる市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報共有のあり方や市政への市民参加の仕組みについて定めました。

情報の共有を推進します!

- 市民と市は、まちづくりに関する情報の共有を推進します。
- ●市民は、お互いにまちづくりに関する情報の共有を推進します。
- ●市は、市民に対しまちづくりに関する情報の提供を推進します。



まちづくりへの市民参加を推進します!

(1) 市の基本的な計画や方針などの策定に関すること

市の総合計画など市の政策全般に関わる重要な計画などが対象になります。

(2) 市の基本的な方針を定める条例の制定や改廃に関すること

この協働のまちづくり推進条例など市政全般に関わるもので、全市民が理念などを共有すべ き条例が対象になります。

(3) 市民などに義務や制約を求める条例の制定や改廃に関すること

火災予防条例など市民に一定の制約や義務を課す条例が対象になります。 ※地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料の徴収に関するものは含みません。

(4) 市民生活に大きな影響がある制度の導入や改廃に関すること

資源物の分別回収(リサイクル)に関する制度など市民に労力や負担を求めるもので、市民 の理解と協力を必要とする制度が対象になります。

(5)公共施設の設置に関する計画などの策定や変更・廃止に関すること

多くの市民が利用する公共施設の設置計画などに関するものが対象になります。

まちづくりへの市民参加の方法

パブリックコメント

市が作成する重要な 計画・条例案などに対 して、市民の皆さんの 意見を募集する方法 です。

説明会

市民の皆さんに市の 政策などを直接説明 し、意見交換をする方 法です。

アンケート調査

無作為に抽出された 市民の皆さんに、市が 行う調査に回答して もらう方法です。

実際の募集方法や実施時期な どは、それぞれの事業を実施 する担当課が「広報おおむた」 や市のホームページでお知ら せします。

公聴会

市が公表した政策など の案に対して、市民の皆 さんが公開の公聴会で 意見を述べる方法です。

ワークショップ

参加者が意見交換や 共同作業を行い、特定 の課題を解決するた めの考え方をまとめ る方法です。

審議会等

市が作成する重要な計 画・条例案などを審議す る委員会などの委員と して、意見などを求める 方法です。

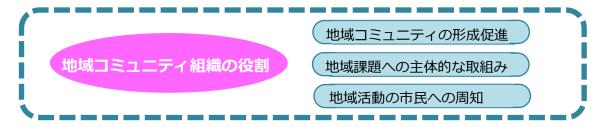


その5 地域コミュニティの活性化を図ります!(第13条-第17条)

地域コミュニティの形成を促進し、地域住民の皆さんが協力して主体的に身近な地域課題に取り組むことによって地域課題の解決力を向上させ、住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられる地域社会を実現するため、地域コミュニティの活性化の仕組みを定めました。

地域コミュニティ組織が担う役割を定めました!

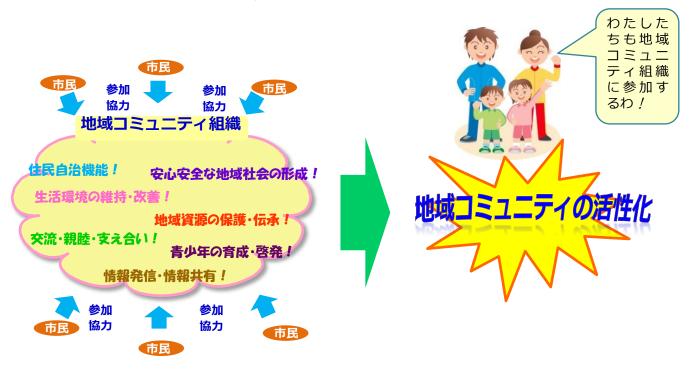
- ●校区まちづくり協議会は、地域コミュニティの形成を促進するため主体的に活動します。
- ●校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会などの地域コミュニティ組織は、地域課題の解決や地域の活性化に取り組みます。
- ●校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会などの地域コミュニティ組織は、市民に活動内容が理解されるよう取り組みます。



地域コミュニティ組織への市民の参加を推進します!

市民は、校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会などの地域コミュニティ組織の活動への理解を深め、その活動に参加・協力します。

※地域コミュニティ組織への参加・協力は市民の皆さんの自主性によるもので強制ではありません。



市は、地域コミュニティ組織の活動を支援します!

- ●市は、地域コミュニティ組織の活動の重要性を周知啓発します。
- ●市は、校区まちづくり協議会の活動拠点となる校区コミュニティセンターの整備を推進します。
- ●市は、地域コミュニティ組織への支援を行います。

地域を担う人材を育成します!

地域コミュニティ組織と市は、連携・協力して地域活動を担う人材と将来の地域社会を担う 次世代の育成に取り組みます。

その6 市民活動の促進を図ります! (第18条・第19条)

ボランティア団体をはじめとする市民活動団体の自主的・自発的な公益性のある社会貢献活動を活性化し、協働のまちづくりの実現を図るため、市民活動促進の仕組みを定めました。

市民活動団体が担う役割を定めました!

- 市民活動団体は、まちづくりに貢献するよう努めます。
- 市民活動団体は、団体の活動について情報発信に努めます。
- 市民活動団体は、市民や市などとの連携・協力に努めます。
- ※市民活動団体とは、自主的・自発的に公益性のある社会貢献活動を行う団体のことをいいます。

市は、市民活動を支援します!

- ●市は、市民活動団体と対等な関係で連携・協力し、市民活動団体の交流促進を推進します。
- 市は、市民活動団体への情報提供を行い、市民活動団体の活動の周知啓発を進めます。
- ●市は、市民活動団体の活動拠点の機能の充実を推進します。
- ●市は、市民活動団体への支援を行います。

